

第2回佐久市男女共同参画懇話会 次第

日時 平成25年8月7日

午後1時30分～3時30分

場所 佐久市情報センター大会議室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 会議事項

(1) 佐久市男女共同参画推進条例（案）について

(2) その他

4. 閉会

	佐久市男女共同参画推進条例(仮称)(素々案)	佐久市男女共同参画推進条例(仮称)(訂正)	説明	懇話会での意見・提案
前文	<p>日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、女子差別撤廃条約の採択など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきた。</p> <p>佐久市においても、真の男女平等の実現に向けて、女性行動計画の策定等様々な施策を推進してきた。</p> <p>しかしながら、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣行は依然として根強く、真の男女平等の実現にはいまだに多くの課題が残されている。</p> <p>このような状況に加え、少子高齢化の進展等、社会経済情勢の大きな変化に対応していくためにも、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが、緊急かつ重要な課題となっている。</p> <p>ここに、私たちは、男女共同参画社会を実現することを決意し、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画を推進するために、この条例を制定する。</p>	<p>わたくしたちのまち、佐久市は、まちづくりの基本理念に、個性を認め合い、人間性豊かなまちを目指して、積極的に男女共同参画社会の実現に向けて、所施策に取り組んできました。</p> <p>これは、個人の尊厳と法の下での平等を高らかにうたう日本国憲法の理念を基本的な取組とし、国や長野県、国際社会における取組と協調した動きでもあった。</p> <p>農村女性の解放に生涯をささげた、佐久の先人「丸岡秀子」は、戦前戦後をとおり、命を守ること、平和を願うことや人権尊重の姿勢を貫き、男女を問わず一人の人間として働くことの大切さ、それを援助する社会的施設の創造など、次の世代へ手渡すための行動や思いは、わたくしたちを励ましつづけている。</p> <p>佐久市においても、男女平等の実現に向けて、男女共同参画計画の策定等さまざまな施策を推進してきた。</p> <p>しかしながら、今なお性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度や慣行があり、女性と男性の社会への参画の状況においても偏りが見られるなど、女性と男性が平等に参画するには、なお一層の努力が求められている。</p> <p>このような状況に加え、少子高齢化の進展、家族形態の変化や近年の社会経済情勢の変化により、現在では、働き方、家事、子育て、介護そして女性への暴力などの問題が生じ、こういったわたくしたちを取り巻く環境の急激な変化にも対応していかなければならない。</p> <p>わたくしたちは、ここに女性と男性の真の平等とあらゆる分野への参画を推進することによって、市民が健康で安心して暮らし、一人ひとりが自分らしい人生を送れるまち、佐久市をつくることをめざし、この条例を制定する。</p>	<p>前文を作る理由・・・ 前文がある事によって、「男女共同参画推進条例」を作る経緯、課題、目的、目指す方向などがわかる。条例を理解するための手助けになる。</p> <p>・佐久市の条例にはほとんど前文がない。 ・前文に直接の法的効果はない。 ・基本法制定後すでに、14年経過していることから、前文を入れる必要があるか。</p> <p>前文には、 ・解釈原理 ・課題 ・男女共同参画政策の重要な位置づけ</p>	<p>◎前文を作るにあたっての提案事項 ①佐久市の独自性、特徴 ②昔からの背景 ③条例を作る理由、目指す方向 ④市民の条例を理解するための手助け ⑤理念だけでなく具体的なものを ⑥今の時代に合った内容 ⑦わかりやすい言葉 ⑧セクハラ、DVの課題の提示</p> <p>検討事項 ・「女性への暴力」の表現について</p>
第1章 総則 (目的)	<p>第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進しもって本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、本市が男女共同参画社会を形成するため、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>		<p>○「実現を図る」という表現だと強すぎるように感じる。 …「佐久市男女共同参画プラン」に添った表現にした。</p>
第1章 総則 (1/3)	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。</p> <p>(2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</p> <p>(3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は市内で活動するものをいう。</p> <p>(4) 事業者 市内において公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人及びその他の団体をいう。</p> <p>(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。</p> <p>(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等からの身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力その他の暴力をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。</p> <p>(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</p> <p>(3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は市内で活動するものをいう。</p> <p>(4) 事業者 市内において公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人及びその他の団体をいう。</p> <p>(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。</p> <p>(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等からの身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力その他の暴力をいう。</p>	<p>定義・・・ 条例として規定する際の文言上の意味内容を確定するために規</p> <p>※積極的改善措置：社会的・構造的な差別によって、不利益を受けているグループ(女性・少数民族・障害者など)に対し、実質的な機会均等を確保するための措置のことです。あくまでも差別が解消するまでの暫定的で特別な措置です。各国の差別是正のための取り組みから、単に平等な法律や制度の整備だけでは不十分で、事実上の平等のためには特別措置が必要なが認識されてきました。ポジティブ・アクション、アフーマティブ・アクションは同義で積極的改善措置と訳されます。具体的な例…クオータ制(割り当て制)これは公的な方針決定機関や政党の選挙比例名簿で、男女がおの一定割合以上になるよう割合を規定することを意味します。</p>	<p>○非常にきつい表現との指摘 「積極的格差是正措置」→「積極的改善措置」で統一</p> <p>◎「事業者」のきちんとした定義づけ、解釈の範囲の整理をする</p>

	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（素案）	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（訂正）	説明	懇話会での意見・提案
第1章 総則 (2/3)	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）として行われなければならない。</p> <p>(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。</p> <p>(2) 男女が、社会の対等の構成員として、市その他あらゆる場における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。</p> <p>(3) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもと、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動とを両立して行うことができるようにすること。</p> <p>(4) 性別による固定的な役割分担意識から生じた社会における制度及び慣行を改善するとともに、これらの制度及び慣行が、男女の社会における自由な活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。</p> <p>(5) 男女共同参画の推進は、妊娠、出産等に関して男女が互いに理解を深め、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行うこと。</p> <p>(6) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向に配慮すること。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）として行われなければならない。</p> <p>(1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。</p> <p>(2) 政策等の立案及び決定の共同参画 男女が、社会の対等の構成員として、市その他あらゆる場における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。</p> <p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもと、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動とを両立して行うことができるようにすること。</p> <p>(4) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識から生じた社会における制度及び慣行を見直すとともに、これらの制度及び慣行が、男女の社会における自由な活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。</p> <p>(5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重 男女共同参画の推進は、妊娠、出産等に関して男女が互いに理解を深め、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行うこと。</p> <p>(6) 国際社会の動向を踏まえた取組 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向に配慮すること。</p>	<p>基本理念…男女共同参画を推進していく上での基本となる考え方。</p> <p>県と同じく6理念を掲げてみた。(基本法では、(5)以外の5理念)</p> <p>(1) 男女の人権の尊重</p> <p>(2) 政策等の立案及び決定の共同参画</p> <p>(3) 家庭生活における活動と他の活動の両立</p> <p>(4) 社会における制度又は慣行についての配慮</p> <p>(5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重 ← (新規)</p> <p>(6) 国際社会の動向を踏まえた取組</p>	<p>○各号ごとに見出しで標記</p> <p>○悪影響を及ぼすような制度・慣行に対する意識づくりをするという位の努力義務位がいいのでは、全てに対し改善とは、もっと慎重に…影響を及ぼすような制度や慣行を改善する意味の表現に</p> <p>○(5)を入れたことはいい…特色の1つ</p>
	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置づけ、基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者及び教育関係者と協働の下に行うものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置づけ、基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者等と協働の下に行うものとする。</p>		<p>○市民・事業者は努力義務に対し、市は「総合的に策定し、及び実施する責務を有する」…市が中心となり責任があるとの理解</p> <p>「教育関係者」と特定せず事業者の範囲として捉えた表現にした</p>
	<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）において、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	修正なし	<p>市・市民・事業者が果たすべき役割</p>	
	<p>(事業者の責務)</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に取り組むとともに、職業生活における活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるような就業環境の整備に努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、市及び市民との連携を図り、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に取り組むとともに、職業生活における活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるような環境の整備に努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、市及び市民との連携を図り、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>積極的に取り組んでいる企業を認定したり、表彰するなどにつながる。</p> <p>※事業者の取組や協力を積極的に促す表現とした。</p>	<p>○「就業環境の整備」となると、かなりきちんとした労働環境を要求する内容なので労働関係の法律ではないので、この表現はどうですか？ 事業主がやりようがないような表現を避けた表現に</p>
				<p>○教育関係者の責務はどうして無いの …教育関係を入れると教育関係に一番責任がかかってしまうので、あえて推進の立場に入れた</p>